

第2回

農林水産省知的財産戦略本部専門家会議

農林水産省大臣官房企画評価課

第 2 回 農林水産省知的財産戦略本部専門家会議

日時：平成19年2月28日(水)

会場：農林水産省第1特別会議室

時間：16:30～18:00

議 事 次 第

1. 開 会
2. 福井本部長挨拶
3. 議 事
 - (1) 農林水産省知的財産戦略案について
 - (2) その他
4. 閉 会

午後4時30分 開会

神山参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第2回農林水産省知的財産戦略本部専門家会議を開催させていただきます。

まず、開会に当たりまして、当戦略本部本部長でございます福井農林水産大臣政務官よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

福井大臣政務官 きょうはお疲れさまでございます。私、福井と申します。大臣政務官でございます。昨年9月安倍内閣の発足に伴いまして大臣政務官を拝命しました。どうぞよろしくお願いいたします。昨年は三浦副大臣が本部長でしたけれども、別に格落ちしたわけではありませんが、少し若干若返らせていただきまして、本部長を拝命いたしました。本日は2回目の会合ということでございますので、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

農林水産省では知的財産ということで、皆様、先生方に大変お世話になりまして、農水省の存亡というよりも日本国家の存亡にかかわるということで、国際競争力の強化、そして収益力の向上に活用していこうということで、日本の政策の中でも一番プライオリティの高い施策というふうな位置づけをさせていただいて、ご検討を進めてきていただいたわけでありまして。昨年8月には、家畜の遺伝資源の保護に関する検討会におきまして、遺伝資源の保護・活用のあり方についてご提案をいただきました。そして、昨年12月には植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会におきまして、植物新品種についての今後の施策のあるべき方向についてのご提言を同時にいただいております。

このように、既に取り組むべきところは、できるところから具体的に動き始めているということではございますけれども、そういうアドホックで短期的な攻め方ではなくて、今回は総合的、戦略的にものごとを進めていかなければならないということをお考えまして、知的財産戦略を策定することとしたわけでございます。

とはいえ、私ども知的財産に関する戦略の策定を初めとして、何せ知的財産とはいえない、と言ったら明日農水省から追い出されるかもしれませんけれども、余りプロではない農水省の職員がこの事務に当たるわけでございますので、先生方には、懇切丁寧に専門分野から国際的な視野、長期的な視野にわたるまで、そして過去の総括も含めて、ぜひご指導いただきたいというふうに思っております。どうぞ、本日も忌憚のないご意見、ご指導をよろしくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

神山参事官 それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思

ます。カメラの方はご退室をお願い申し上げます。

それでは、本日、当省から各局の担当審議官等が出席をさせていただいておりますが、前回以降人事異動等もございましたので、順にご紹介申し上げたいと存じます。なお、国会等の関係で若干遅れている者等がございますことをご了承いただければと存じます。

まず、染技術総括審議官でございます。

染技術総括審議官 よろしく申し上げます。

神山参事官 山下大臣官房国際部審議官でございます。

山下大臣官房国際部審議官 よろしく申し上げます。

神山参事官 貝谷消費・安全局審議官でございます。

貝谷消費・安全局審議官 貝谷でございます。よろしく申し上げます。

神山参事官 小山経営局企画参事官でございます。

小山経営局企画参事官 よろしく申し上げます。

神山参事官 齋藤農村振興局企画部長でございます。

齋藤農村振興局企画部長 よろしく申し上げます。

神山参事官 林野庁石島次長でございます。

林野庁石島次長 よろしく申し上げます。

神山参事官 水産庁重増殖推進部長でございます。

水産庁重増殖推進部長 重でございます。

神山参事官 なお、私は事務局を務めさせていただいております官房参事官の神山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから以降の議事進行につきましては、林座長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

林座長 座長を仰せつかっております林と申します。

今日は第2回目の専門家会議ということでございますけれども、たまたま今日午前中に日本学術会議の方で、これは農村振興局で現在、農地・水・環境保全向上対策室の課長補佐の安岡さんに来ていただいてお話を聞いて論議したわけでありましてけれども、これはいよいよ農地・水の環境の保全向上のために各地域でどのような取組みを行っていくかと、今急ピッチでやっていらっしゃると思いますが、本日の知的財産に関する件もまたこの各地域で取り組まれる活動組織の作り方も、恐らく両方ともかなり大きな意識改革というのがなされないと実現できない。しかも意識改革を行うと同時に、すぐさま実践に移すと

ということが必要な分野で、大変大きな曲がり角に今来ているところで私たち専門家会議をやらせていただいております、その意味では大変光栄であり身の引き締まる思いでございますが、どうか委員の皆様方は忌憚のないご意見を出していただければというふうに思います。それでは、座らせていただきます。

早速、本日の議題である農林水産省の知的財産戦略（案）の検討を行うわけですが、この戦略案につきまして、事務局から簡単にご説明いただきたいと思います。

神山参事官 それでは、よろしく願いいたします。大変恐縮ですが、座って説明させていただきますと存じます。

まず、資料の確認をお願いいたします。資料といたしまして、資料1、農林水産省知的財産戦略本部専門家会議構成員名簿、資料の2といたしまして、2枚紙のカラー版でございますが、知的財産戦略（案）の概要、資料3といたしまして、農林水産省知的財産戦略（案）本体、文章編でございます。また、参考資料1、2、3ということで、知的財産について、家畜遺伝資源の保護・活用について、植物新品種の保護・活用についてということでご用意させていただいておりますが、ご不足の点等ございますでしょうか。

それではよろしく願います。

まず、昨年7月以降の私どものこれまでの取組みにつきまして、若干お時間をいただいてご報告をさせていただきたいと存じます。大変恐縮でございますが、参考資料の2と3をお開き願いたいと存じます。

まず参考資料の2でございます。家畜遺伝資源の保護・活用についてということでございますが、1ページをめくっていただきまして、左側でございますが、和牛は我が国固有のものであり、我が国の財産である。しかしながら、過去に輸出された和牛の遺伝資源を利用して外国種との交配が行われているというような状況のもとで、和牛を初めとする家畜についても、知的財産制度の活用も含めて、遺伝資源の保護にかかる問題点と可能性を明らかにするなどの検討を行うために、昨年の4月に家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置いたしまして、その座長を当専門家会議のメンバーでもいらっしゃいます松川先生をお願いしたところでございます。

昨年の8月に中間取りまとめをいただきまして、特徴的な遺伝子について遺伝子特許の戦略的な取得を推進、そしてこの特許を戦略的、積極的・効率的に活用していく仕組みをつくるという観点から、和牛を知的財産として保護していく、そして、和牛の精液の流通管理を徹底させていく、和牛表示を厳格化していくといったような内容を盛り込んでいた

だきまして、19年度予算に施策として反映させているところでございます。

次のページでございますが、和牛表示の厳格化につきましては、この提言を受けまして、昨年8月に食肉の表示に関する検討会を設置して検討を行ってきたところでございます。1月にガイドライン案を公表し、パブリックコメントを募集し、3月下旬を目途に取りまとめる予定でございます。

ガイドライン(案)の内容といたしましては、和牛については、黒毛和種などの品種の牛として国内で生まれ育ったことが登録制度などにより証明でき、トレーサビリティ制度により確認できるものが「和牛」と表示できるとしております。また、黒豚につきましては、国産の黒豚との誤認を防ぐために、シール等の任意表示におきましても「黒豚」と表示する場合には必ず原産地を併記するというところで、ガイドライン(案)を示しております。3月下旬に取りまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

以上が家畜遺伝資源の保護・活用についてでございます。

大変恐縮でございます。参考資料の3でございます。植物新品種の保護・活用についてでございますが、2ページをお開き願いたいと存じます。

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会、これは植物新品種の創造・保護・活用について総合戦略を策定するというところで、専門家の方にお集まりいただきましてご検討いただいた結果でございます。この専門家会議のメンバーでもございます土肥先生には座長代理をお願いしたところでございます。

施策のあるべき方向としては、育成者権取得・権利行使の容易化ということで審査を迅速化していく。また、品種保護Gメンの増員などによります権利保護対策支援業務の充実強化、罰則の見直し等の種苗法改正、そして農業者の自家増殖の特例の見直しに向けた具体的な検討を開始するというような提言をいただいております。

また、個人、中小企業等への侵害対策への支援、あるいはDNA技術開発の促進、税関による水際取締制度の活用、また5番でございますが、海外での育成者権の取得、権利行使に対する支援を進めるべきであるというようなご提案をいただいております。

また、この検討会におきまして制度分科会というものをつくっていただきまして、その制度分科会におきましても提言をいただいたところでございます。育成者権の保護の強化、種苗法の改正を検討すべき事項ということで、ポイントが3点ございます。

1点目は、意図せぬ侵害を防ぐということで、登録品種の種苗を譲り渡す際には、品種登録表示をつけることを努力義務化する。また、虚偽の品種登録表示を禁止するというこ

と。

2点目は、故意の侵害を抑止するというところで、罰則について、他の知的財産法の動向にも配慮しながら、その引き上げを図るということで、現行の個人が懲役3年以下または罰金300万円以下、法人であれば1億円以下というものについて、個人では10年以下及び罰金1,000万円以下、法人について3億円以下ということで改正をし、故意の大規模な侵害について罰則の強化で強力的に抑止をしていこうということでございます。

3点目は、実際に侵害が起こった場合については、民事訴訟をより行いやすくということで、他の知的財産法の規定等も踏まえながら、損害賠償額の算定方法の充実などの所要の規定の整備を行うべきであるというご提言をいただいたところでございます。現在、この提言を受けまして、種苗法の改正案の閣議決定がなされまして、国会へ提出をしているところでございます。

以上がこれまでの取組みの概要でございます。

それではまた、大変恐縮でございますが、資料の2と3について、農林水産省知的財産戦略(案)につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。まず資料の2に沿いまして、大体の概要をご説明させていただきたいと存じます。

横長の2枚紙でございますが、「知的財産で農林水産業に付加価値を！」ということで、サブタイトルをつけさせていただいております。農林水産業、食品産業をめぐる状況につきましては、ここに記載のようにグローバル化の進展と競争の激化、農林水産業の担い手の減少、また地球温暖化や気候変動の進展などによります食料問題、こういった新たな課題が生じている状況でございます。

こういった状況のもとで、知的財産というものの役割について見ますと、付加価値を創造していく、また、産業の高度化に役立っていく。さらには、新しい課題への対応。こういったようなものを可能にするものであり、今後ますます重要になってくるという認識に立っておるところでございます。

こういった中で、黄色の枠でございますが、農林水産分野の知的財産といたしましては、種苗法に基づきます植物の新品種、また動物などの遺伝資源、これまで培ってきたような農林水産業におきます技術・ノウハウ、また機能性食品の製造技術、さらには農産品あるいは地域食品などの商標、ブランドといったようなものが考えられるわけでございますが、こういった知的財産を継続的に生み出し、それを経済的な価値につなげていくということによりまして、農林水産業、食品産業の競争力の強化と地域の活性化を図っていこうとい

うのがこの戦略のねらいでございます。

戦略のポイントといたしましては、今後おおむね3年間で実施すべき施策を取りまとめたものというふうに位置づけております。そして、実際にその知的財産の創造、活用を図る場として、研究開発の分野、農林水産業の生産現場、さらには対海外といったそれぞれの分野で、この知的財産の創造と活用を戦略的に実施をしていこうということでございます。そして、この知的財産の創造と活用を進めていくためには、やはり適切な保護の制度や体制を整備していくということが大事であるということでございます。

また、これまで長年の積み重ねでございます農林水産分野におきます知的ストック、これについては、これまでは知的財産として意識するような傾向が余り強くなかったのではないかとございますが、この農林水産分野におきます知的ストックにつきまして、知的財産と認識をする意識改革を進めて、知的財産戦略を積極的に進めていこうということでございます。

以上のような基本的な考え方につきましては、資料3の1ページから2ページにつきまして、おおむね書かせていただいております。

続きまして、資料2の2ページ目でございます。

それでは、このような基本的な認識を踏まえまして、知的財産戦略においてどのような施策をとっていくかということをもとめたものが2枚目でございます。

まず、知的財産の創造・活用という分野につきまして、その第1のステージとして、研究と技術開発の分野がございます。この分野につきましては、まず最初の黒丸でございますが、研究開発を活用した新需要・新産業の創出ということで、国民の健康志向の高まり等に伴います機能性食品、あるいはバイオマス燃料といったような新食品・新素材、こういった新たな需要創造につながる研究成果、これについて企業などとの共同の実用化研究、あるいはその事業化に必要な施設整備などを通じまして、実用化・事業化を推進していくこととしております。このための目標といたしましては、目標の にございますように、新たな需要開発による市場規模を22年度までに700億円程度にしていこうということでございます。

また、次の黒丸でございますが、遺伝子特許の取得によります新品種の創出、育種改良の促進ということでございますが、ご案内のとおり、家畜につきましては、植物の新品種のような保護の制度がないものでございますので、遺伝子の特許を取得することが大変有効であろうということ、この遺伝子特許の取得を促進して、これを生かして育種改良を進

め、価値の高い種を育成していこうということでございます。また、イネ、ダイズ、野菜等につきましても、有用遺伝子の機能解明・特許化を進めて、それを活用することによりまして、減農薬栽培用品種、高バイオマス品種といった、国民、消費者のニーズに合った品種の育成を早期に進めていくということにしておるところでございます。

この目標といたしましては、目標の でございますが、ゲノム情報を活用した新品種を22年度までに50件程度創出をしていくことを目標に掲げておるところでございます。

3番目の黒丸でございますが、研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進ということでございまして、この分野につきましては、これまで大学あるいは独立行政法人、あるいは地方公設試にそれぞれの試験研究がそれぞれの分野で行われてきたわけでございますが、こういった研究機関の約8割の参画を目指しましてネットワークを構築して、それぞれが有しております活用してほしい特許の情報あるいは研究成果などを集めることによりまして、それを一元化して相互に活用する。これによって、より高度な研究あるいは効率的な研究を進めて、さらに実用化を促進していく。こういったようなネットワークを構築してまいることとしておるところでございます。

引き続きまして、(2)の新分野開拓に向けた連携強化ということでございますが、やはり農林水産分野での技術、これにつきまして、医療、工業といった他分野を含めた積極的な需要開拓が必要であるということで、研究機関に外部専門家も活用したいいわゆる「リエゾンオフィス」を設置をして、ニーズとシーズをマッチングさせ、共同研究、実用化・商品化を促進していくこととしておるところでございます。

この点につきましては、資料3の2ページの知的財産の創造・活用促進の(1)から5ページの真ん中の のところまでの主要な施策について、ここで取り上げさせていただいているところでございます。

続きまして、その右側でございますが、生産現場・農山漁村、これにつきましては、生産者あるいは現場の指導者のための知的財産取扱指針を作成していくということを掲げてございます。先ほど申し上げたように、農林水産分野の知的ストックを知的財産として認識していくことが今後大変重要であるという認識に立ちまして、現場の技術、ノウハウ等の知的財産を発掘・創出、実用化・保護していくための指針、これが指導者が使える、あるいは現場の農林水産業者が使えるといったようなものについて、その指針を作成して普及をし、農林水産業の現場におきます知的財産政策を積極的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、農山漁村地域におきましては、これまでの長年の営みにおいて形成されてきました地域資源が多々あるわけですが、これにつきまして発掘、再認識して、これを活用することによりますブランド化・事業化を推進していくということでございます。

具体的には、(1)の身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用ということで、企業の地域活動への参画の支援、また郷土料理百選等の実施等、その情報の積極的な発信などを図ってまいりたいと考えております。

また、(2)の地域ブランド化への支援ということですが、やはり地域ブランド化を進めていく際には、成功事例等を収集・分析して、その成果、要因等をきちんと伝達していくことが必要ではないかという認識に立っております。その上で、それぞれの地域ブランド形成のどの段階にあるかということも適切に踏まえた上で、アドバイザー派遣などを行い、その地域ブランド化を積極的に進めて支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。この分野での目標につきましては、生産現場にある技術、ノウハウを生かして生産をしていく、また地域ブランドの形成を促進していくということでございます。

以上の内容につきましては、資料3の5ページの(2)農林水産業者等現場の技術・ノウハウ等の発掘・創造・保護の促進から、7ページの真ん中ののところまでの主な施策を記載させていただいております。

続きまして、海外でございますが、目標といたしましては、輸出拡大に向けた日本ブランドの醸成ということで、農林水産省は輸出拡大目標を掲げておりますが、和牛それから日本産果実につきまして、統一マークを策定し、これを貼付することによりまして、差別化を図り、その良さを積極的にPRし、輸出を促進していくということでございます。この点につきましては、7ページの(5)の日本ブランド対策というところに、7ページから8ページに書いてあるところでございます。

続きまして、こういった知的財産の創造・活用を進めていくためには、やはり保護の制度、体制の整備が必要であるということございまして、次に保護の施策について記載をさせていただいております。目標といたしましては、品種・商標など知財保護の強化ということで、育成者権につきましては、やはり権利侵害への対応強化ということで、DNAの識別鑑定能力を向上、また侵害対応に備えた全登録植物品種の保存体制を構築していくということでございます。

真ん中の黒丸でございますが、やはり植物品種の保護制度につきまして、東アジア各国、

制度、運用まちまちでございます。こういったような中で知的財産権を適切に保護していくためには、その制度の共通の基盤を構築していくことが必要であるという認識に立ちまして、我が国が東アジア植物品種保護フォーラムといったようなものを立ち上げ、その設置を提唱して、制度調和、技術協力、人材育成を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、次の黒丸でございますが、海外での侵害に関する相談窓口、食品産業の東アジアへの進出、さらには種苗産業の進出等につきまして、やはり海外の市場の状況、あるいは知的財産保護制度についての的確な情報を提供して、これを支援していくということ、さらには食品産業の海外進出に当たりましては、商標権などの侵害事例がままた見られるということでございますので、これについて相談窓口を設置することによりまして、適時的確迅速に対応してまいるということで考えておるところでございます。

以上が保護についての施策でございますが、資料3の8ページから11ページの後半までがこの保護の分野での記載でございますが、この中の主な施策について、ただいま述べさせていただきますところでございます。

次に、普及啓発・人材育成ということでございますが、やはりこういった知的財産政策を進めていくためには、普及啓発を図り人材を育成していくということが一番大切であるということございまして、目標といたしましては、知的財産支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1,000人程度育成をしていくということ掲げまして、農林水産業者あるいは研究所、さらには普及指導員などにおきまして、研修あるいはいろんな機会を通じましての意識啓発、知識の普及を図り、支える人材を育成してまいりたいというふうに考えているところでございます。この点につきましては、資料の11ページから12ページに記載をしているところでございます。

大変雑駁な説明で恐縮ではございますが、以上のような形で農林水産省知的財産戦略(案)ということを取りまとめてございます。どうぞ忌憚なきご意見などをよろしくお願い申し上げたいと存じます。

林座長 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入りますが、ご説明いただいたこの資料の2とそれから資料の3で、3つに分けて論議をいただければと思います。ここで資料の2の2ページ目の左上にあります創造・活用というところ、これは知的財産戦略のこの案本体、資料3に示されているところでいいますと2ページから5ページに当たるところであります、何より

もこの知的財産の戦略を立てるに当たって、財産が創造され、なおかつ活用されなければならないというところではありますが、ここについてまずご意見をいただいた後、残り2つについて論議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。ここでは、新たな需要開発による市場規模を22年度までに700億円規模に持っていくということと、ゲノム情報を活用した新品種を22年までに50件程度創出するという、非常に明快な数値目標が示されておりますが、いかがでしょうか。どうぞ、ご意見いただければと思います。

金子委員 日本総研の金子と申します。

私は、地域価値創造ということで、地域資源を活用した地域のものづくりやまちづくりを応援しております。このページにおいて、この右側の、私はちょっとどちらかといえますと、生産現場、農山漁村における活用ということでちょっとコメントさせていただきたいと思っておりますが、この中で右側の(2)の地域ブランドへの支援ということが書き込まれていることを非常に評価すると同時に期待しております。

各地に、実はさまざまな農産物、特産品の資源があります。しかし、こういったものが加工、流通といったところで付加価値がつけられない。むしろ加工グループの高齢化、施設の老朽化、販売場所のなさによって、むしろ消え入らんとしているのが実情であります。これまで農水省が生活向上改善事業などでたくさんのもを、加工品などを地域で創造してまいりましたけれども、これらを生かすためにも、この地域ブランドの取組みにおいて、さらにブランド化を通じて価値を上げて市場を拡大していくことが必要だと思っております。

この資料3の中で7ページの 、 、 でそのことが書かれておりますけれども、特にこの の中でアドバイザーやコーディネーターの派遣、マーケティング戦略ということが織り込まれたことは大変評価し期待したいと思っております。詰まるところ、素晴らしい素材をどう付加価値をつけて売っていくかというのが重要であると思っております。

ちょっと一つの例を紹介させていただきますと、きのうのテレビの「ガイアの夜明け」にも出て、ご存じかもしれませんが、高知県の馬路村の林業の杉なんですね。最初はトレイをつくっていたんですが、売れなかったんですね。で、デザイナーと組んでかばんにして、今回ドイツのアンビエンテというショーに出して世界に売るということに挑戦しているところでございます。コンサルとして私どももお手伝いをしているんですけれども、こういった価値のつけ方で杉というものを世界に売っていると、こういったアプローチが必要ではなからうかと思っております。そういった点で、この地域ブランドの取組みという

ところで期待しているというところでございます。

林座長 話はこれ、どこからでも結構ですので、今はまずつくり出すという前に、今ある地域ブランドを、これを何とか支援して、埋もれているものも掘り起こす必要があるんじゃないかと。今お見せいただいたそのバッグはいつからあるんですか。馬路はたしかそれもつくっていますし、それからがきをやはり同じようにつくって、うちわではがきをつくって、そのままはがきとして出せるようなものもつくっている。いろんな使い方を、もともと林業で持っていた村だと思うんですが、あそこは今かんきつ類のユズ、あれを生鮮食品としてではなく、山奥にあるものですから、加工品として売って出たら非常に当たっていますね。だから非常に賢い村だと私は思うんですが、そういったものが今どんどんなされているけれども、これに対する支援がこれまで以上にされるべきだという、そういうご意見かと思えますが。

金子委員 特に、今回農水省として取り組まれていく中で、研究開発と同時に、こういったデザインとかマーケティングといったところにも力を入れていけるといいのではないかと考えています。この資料3の12ページですと、人材の育成の(3)なんですけれども、ここでは育成する人材というのが知的財産に関する知識を持った人と書かれておりますけれども、現場では、それも大事なんですけども、商品の付加価値をどうつけていくとか、どう売っていくとか、企業とかデザイナーとジョイントして、これが売れるものにどうしていくかというのが指導員に求められていると思うわけです。そのこのところの研修をぜひ広げていただければと思います。

林座長 ありがとうございます。

澁澤委員 いいですか。今のに関連して。

林座長 はい、どうぞ。

澁澤委員 農工大の澁澤ですけど、今のおっしゃった知的財産とは別にとおっしゃったんですけど、そういう意味では、農業分野の知的財産というのは工業分野の特許を主体としたものと違いますので、農業知財の概念といいますか、これをもう一遍整理し直す必要があると思うんですね。特許は技術を独占するというところで産業分野から来たんですけど、種苗法、これは育成者ないしは農法運用の仕組み、篤農技術と、こういうものがすべて、クライメイトも含めて一体となって出てくるものが農林水産物の特産品なわけですね。特許は20年、種苗法は15年で消えちゃいますけど、一つのものをつくり上げる、いわゆる技術をつくり上げるのは30年、場合によっては100年というようなものがあります。それを

総体として農業知財というふうにとらえ直しますと、今みたいな知的財産のアドバイザーというのはそれを理解したアドバイザーで、しかもそれを保護するためには特許や種苗法だけではなくてもう少し長いスパンで、どういうんですか、認証の仕組み、ちょっとわかりませんが、今検討中ですけれども、それを地域全体の仕組み自体、生産の仕組み自体を保護するような何か制度というんですかね、が必要ではないかと思います。これは、これから私も勉強したいと思います。

林座長 より長いものを今検討されているわけですね、澁澤委員は。

澁澤委員 はい。やっぱり特許とか種苗法では守り切れない。皆さんご存じだと思うんですが、モンサントがカナダで起こした種苗法の裁判で、それは40年以上ずっと自家採取していた農家が、わずか数年でモンサントが発明したラウンドアップレディ、これでもう汚染されて、結局モンサントが勝ってしまうわけなんですね。罰金はゼロなんだけど。せっかく長い40年以上もたってつくり上げてきた、その農家の方の種苗技術は、結局は放棄せざるを得ない。何ともいえないんですが、この事態がもし日本に入った場合に、そういう日本の伝統的な、あるいは非常に良質な技術がそういう特許を盾に、場合によったら非常に大変な目に遭うかもしれない。それをプロテクトして、何か展開していくためのロジックなり法制度なり、仕組みというのを、遅いかもしれませんが、強化する必要があると思っています。その研究をこれから開始しようと思っています。

林座長 現時点では商標登録でこれを更新していくと100年でも200年でもいくわけですが、それで何とか頑張っているという実態がありますね。

澁澤委員 非常に弱いですね。

林座長 非常に弱いといえば弱いですけど、あれはかろうじて長続きするという、一つのやり方ではありますが、ほかにいかがでしょうか、ご意見。どうぞ、渡邊委員。

渡邊委員 今、澁澤先生からも特許の話が出てきましたが、この創造・活用のところの2番目の黒丸に遺伝子特許の取得というのがありますが、海外、特に欧米では、遺伝子特許をとって権利を主張してくるという例が非常にふえてきているんだらうと思います。そういう意味では、重要な遺伝子については、日本でもきちっと特許をとって、防衛特許という形で海外からの特許圧力を防いでいく必要があるんだらうと思います。ただ、特許は、諸刃の刃でありまして、利用する者にとっては、余り重荷になるとかえって育種の振興が阻害されるというふうなことがございますので、中小のブリーダーが使いやすいようなシステムをぜひお考えいただきたいというふうに思っているわけでございます。

林座長 具体的に何かご提案はありますか。使いやすいという点においてですね。

渡邊委員 結局、許諾料だとか手続だとか、国が特許を取得したものについてはいろいろ調整方策もあるかと思えますけれども、一般の企業がとったような場合には、どういうふうにすべきかとか、品種は何万という遺伝子で出来ていますのでその重みづけをどうするかなど、国内の育種振興を図るという立場からそのあり方をお考えいただければと思います。

林座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

特にこの創造・活用だけではなくて、全般でご意見があれば、どうぞおっしゃっていただければと思います。

この創造・活用でいいますと、ゲノム情報を活用した新品種を22年度までに50件程度というのは、これは非常に具体的な目標なんですけど、一般の方たちというか、国民の中にはゲノム情報を活用したというと、何か遺伝子組換え作物ではないかとかいうふうに思ってしまう人がいるんじゃないかという、そこは私はちょっと心配するんですけど、そうじゃないということをはっきりわかるような広報活動も非常に重要なかなという感じがいたします。何かこう、ゲノムと言っただけでアレルギーが出てくるおそれがありますね。

渡邊委員 はい、確かにそうだと思います。

林座長 いかがでしょうか。

森委員 森でございます。

海外に例えば良質といいますか、高品質な例えば産物、果物だとかお米だとかという話が出ていて、仮にその模倣品といいますか偽物がもう出ているのかどうか私ちょっと存じ上げませんが、どういった対策を取っていくか、ここに一部ジャパンブランドとして、統一ブランド的なものを入れて、模倣対策をするんだということが書かれています。私どもで、例えばコンテンツの海賊版ですけども、例えばドラマだとかアニメだとかの海賊版が中国を中心として相当出ているので、対策としてはもともと販売許可がないものを売っているというケースに対応しようとしていますけど、それからもう一つは、新たな手段として商標法違反で取り締まれないかということで、日本全体の統一マークとしてCJマークというのをつくっているんですね。農水産の産品の場合に仮にその偽物というか海賊版というものが出たときにそれを何か具体的に取り締まる方法があるかということなかなか難しい面があるので、確かにフィージビリティがあるかどうかもう少し研究する

必要があるかとは思いますが、そういう統一マークみたいなものを決める。これは日本オリジナルなものだということを示す手を今から考えていく必要があるかもしれないという感じがいたしました。

林座長 ありがとうございます。

この統一マークというのは表彰……

染技術総括審議官 いえ、これは今おっしゃった話の一環ではありますが、海外に出たときに差別化を図るとか、そういう観点であります。今のお話のように、要は植物の新品種なんかは、相手国というか海外がUPOV条約に基づいて種苗法みたいな制度をつくっているとすれば、向こうの品種登録をきちっとやれば、それで保護されるわけであります。ところが、ここで一番問題になりましたいわゆる家畜の問題、例えば和牛のまがいのものが通用しているとか、そういったたぐいについては、海外でも例えばどこか和牛の血がちょっとでもまざっていれば和牛ですよとって通用するようなものがかなり出ているという話を聞くんですが、これについて海外できちっと規制ができるのかというふうなことも検討したんですが、これは極めて難しいということになりました。そういうことを含めて、だったら、日本から外に持っていくようなものについては、きちっとそれを差別化しながらやっていこうじゃないかということで、この日本ブランド対策と書いてありますような和牛、あるいは果物も、これはもう既に種苗法の登録期間が過ぎているようなものとか、海外でそういうふうな保護制度がないようなものもありますので、そういうものについてはこの統一マークで差別化を図っていきたいということでもあります。

それと、一般的ないろんな食品許可などかのようなもので、模倣品みたいなものが出るものについては、この右の下の方に書いてあります「海外での侵害に対する相談窓口の設置」ということで、商標権侵害等の相談窓口とか、こういうことで、これは経済産業省さんとかがおやりになっているようなことを一緒にやらせていただきたいと思いますし、またいろんな制度を活用させていただきたいということを書いてあるところであります。

林座長 この統一マークと同じものを向こうが勝手につくって張った場合に、それは法的に罰することができるんですか。

染技術総括審議官 ですから、そうなりますと、向こうの商標権なり何なりをこっちがつくった統一マークについて獲得した上でやらないといけないということになると思います。

林座長 そこまでを一応視野に置いておられると考えていいわけですね。

染技術総括審議官 はい、その辺も含めて検討しております。

澁澤委員 何かそこで海外の協力者を探すということというのはできないですか。協力者というのは、例えば今ですと、こちらで商社が集めて向こうで海外で売って、売りっぱなしです。で、非常にトレーサビリティのある農産物を実際に向こうのあるお店なり団体が競争力を持って売っていただくという、そういう形で、もし向こうで模倣品が出てきたら、向こうの地元の企業なりが困るから、彼らも一緒に戦ってくれると。そういうような我々の生産者ですかね、あるいは販売会社とか、それと中国なら中国のどこかの法人と、こういう民間レベルの契約を何か後援したりすることというのはお考えですか。今、豊橋でこれを始めようとしているんですけど。

染技術総括審議官 多分、ものによってだと思っんですよね。ものによって、どういうふうな流通ルートをとるのかというようなことで、かなり限定的な流通ルートが特定できるような、そういうふうな品目でしたら、今おっしゃったような手だてというか、そういうふうな作戦をとりながら、日本の業者のみならず海外のいろんな流通事業者なんかを巻き込みながらやっていくようなことも、工夫すればできるのかなというふうに思いますが。

澁澤委員 その場合に、認証マークは申請すれば使えるんですか。これはまた別な話ですか。

生産局 例えば、今果樹なんかでも認証マークを考えているんですけれども、こちらの団体で作りまして、輸出するときに団体の製品といいますか、それに対してマークをつけるということです。今澁澤先生おっしゃっているように、向こうの業者とタイアップしてもっぱらこれを使うというのであれば、最初からこのマークがついたものを輸出することになるのだと思います。

澁澤委員 ありがとうございます。

林座長 澁澤委員のおっしゃっているのは、向こうに例えば「中国千疋屋」みたいな人がいて、徹底して売り込みをやってくれる人が偽物が出たらその人たちが許さないという、そういう、流通業者か小売業者かわかりませんが。

澁澤委員 そうです。GAP などグローバルスタンダードを守る農業団体がそれをブランディングしたようなものをつくって、これを向こうの業者自体、中国の業者自体がそれを競争的に売っていく、販売していくという、その仕組みなんですけれどもね。

森委員 恐らく実態的なビジネスとしてはそういうことが必要なんだろうと思いますが、仮に第三者、その枠組みに入らない方が模倣品を出してきた場合はやはり法的なバッ

クランドがないとだめなので、CJマークの場合は、日本でも商標登録しましたけれども、米国でもEUでも、台湾とか香港とか登録を済ませています。中国と韓国が出願はしていますが、まだ商標登録が終わってないという状態です。そういう形ですから、当然現地での権利はとっておく必要があると思うんですね。

林座長 どうぞ、松川委員。

松川委員 資料2の2枚目の農山漁村のところの上の黒丸のところですけども、その記述でどうもイメージがはっきりしないのは、今まで農村では、例えば畜産の場合で言うと、だれかがうまい肥育技術を思いついてやってみたらうまくいった、あるいはこうしたら牛が病気にかかりにくというようなノウハウを見つける。そうすると、それは同好の士にどんどん普及させるというか、しゃべって知らせるわけです。そうするとその人たちもいろいろやってみて、いやそれよりこうやった方がいいぞというふうに関係が普及し向上していくという面があるわけです。ここに書いてあるような、実用化・保護のためという、この保護というところが、そういうこととどういう関係になるのかというのがこの文章を読んでもよくわからない。何となしに和やかにやったものがぎくしゃくするような要因をここに持ち込むのかねという感じがするんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

生産局 特にノウハウですね。先ほど篤農技術というお話もありましたけど、この世界のものについてどう扱えばいいんだろうというのをアンケート調査をしたことがありまして、それでいろんな答えが返ってきています。1つは今松川委員おっしゃったように、従前のやり方ですけども、できるだけオープンにしてしまうと。オープンにすることによって、別の人を例えば特許で占有することをできなくしてしまうんですね。そういう意味ではこれも一種の保護ではないかなというふうに思います。

それから、やはりそうではなくて産地ブランドとか、非常に強く結びついているので、独自のものとして特許なり商標なり、そういうものとして確保した上で許諾をしていくと。幾つかやり方あると思うんですが、繰り返しになりますが、積極的に公開というのも一種の保護ではないかなというふうに思っています。特にノウハウの部分についてはですね。

染技術総括審議官 これは、よく言われますのは、例えば中国から研修生あたりが来ると結構持っていかれてしまうみたいなことがありますね。ですから、その地域では貴重な財産ですけども、ちょっと農業のことをわかっていて、勉強していれば、その一連の生産工程を見て、あるいは自分で経験したりすれば、簡単に持っていかれてしまう。その辺を

どうしようかというような問題意識もここにはありまして。あるいは逆に、今後将来いろんな企業的な経営がどんどん入ってくると、下手すれば、本来的には地域全体の共有物であったようなものがその特定の企業の、もっともっとそれはプラスアルファの工夫をすることもかもしれませんが、ほんのちょっとした工夫をしたことによってそれが特定の企業の持ち物的なものになってしまう。そんなことはあってはいかんのじゃないかというようなことも含めて、その辺のことを何らかの対応的な取り扱い、マニュアル的なものができるかどうかと。それは具体的にどういうものをつくっていくのか、これからの問題でありますけれども、そういうふうな問題意識も含めて書いているつもりなのであります。

林座長 松川委員のおっしゃったことは、前回、第1回目にもこの話がちらっと出まして、農業はほかの産業とは違う、いろんな面で違いますけれども、非常に大きな違いの1つは農業の中に普及というものがものすごい大きな位置を占めていたし、この分野でこそ普及指導員というのがこれまで大変な活躍をしてこられた。これとこの特許というのとは何か全然違うことを言っているのではないかと。正反対のことを言っているのではないかと、こういう話が出て、確かにそういう意味で私は一番最初の挨拶で意識改革というのを申し上げたんですが、やはり本当にすばらしい技術が隠されてしまうといいですか、おやじも息子に教えるのはかなりたってからだとかというぐらいの技術がもしあったとすれば、むしろこういう知的財産なんだということをはっきりさせて、より早く公開して多くの人に利用してもらおう、そのかわり最初に思いついた人の権益といいですか、それはやっぱり守られるべきだということがうまくいけば、これはもう最高なんです、一つ一つの局面の中で確かにどのように動くかというのは、今松川委員が心配されたようなことというのも少し考えておく、マニュアルづくり等のところでは、おいていただいた方がいいのかなという感じはいたしますですね。

生産局 やはり特許になじむものと、なじまないもの、いろいろありますので、そういうものといいですか、性格別にある程度ジャンル分けして、それでここに書いておりますような指針をつくっていきたいと思っています。その過程で、いろんな方のご意見もお聞きしてというふうに思いますけれども。

林座長 樋口委員。

樋口委員 私どもは種苗を一部やっておる会社なんですけれども、そこで従来育種の種苗開発というか、それ以外には遺伝子工学で組み替えた青いバラとか、そういうのをやっているんですけれども、実際、今度北京オリンピックがあるということで、お花なんかを

中国でいろいろたくさん販売していきたいというふうな形で、持って出ようとする、先ほど言われましたように、協力業者みたいなところを通じて販売するところがあったとしても、すぐにその種苗自体がどこかへ行ってしまふ。あつという間にたくさん出てきて、同じものが出てくるわけなんですよね。そういうことを承知していますと、なかなか出ていきにくいということがございます。怖がっていけば出ていけないんですけれども、会社によつたらもう取られてもいいという覚悟のもとに出ていくというふうなことを始められている会社もあるんですね。そういった面での保護というのはすごく難しい。中国に限らずですけれども。欧米ですと、そういうことは非常に制度が確立していますから、我々としては非常に安心して持って出るんですけれども、中国のような大きな市場でこれから将来性のあるところでまだそういうふうな状況である。特に中国というのはご存じのとおりなんですけれども、北京と上海とどこそこというふうな大きな、日本が幾つもあるような国ですから、各場所によって、法律は一緒なんですけれども、取り扱いが違ふとか、あるいは裁判の判例が全く変わってくるなんていうこともよくある話でして、なかなか難しいことがあるんですね。

その辺で、今言われたような果物とか牛とかといったものを日本から出していく場合に、マークとか日本側だけのそういった施策で本当に守られるんだらうかという、すごい懸念は私どもとしては持っています、何らかのちょっと抜本的な、特許に関して言えば欧米日の3局は非常に整合性が取れつつありますけれども、中国を巻き込んだような形で、特許に関しては動き初めているんだと思うんですけれども、やっぱりこの種苗とかそういうことに関しても、包括的に何かやっていく、しかも早急にやっていかないと、いつまでたっても農産物は、特にしんどいというふうな気がしますね。

林座長 特に、2の保護に関するご指摘、樋口委員からいただきました。おっしゃるとおり心配される方が多いと思うんですが、ここに書かれています東アジア植物品種保護フォーラム、これはある程度見通しというのはどんなものなんでしょう。

生産局 まず、どうして東アジア植物品種保護フォーラムというものを構想したかということなんですが、今樋口委員からお話がありましたように、特に植物の花などは一枝でも芽を接げば幾らでも増殖するわけで、非常に盗まれやすいということがあります。本来ですとUPOV条約に入って制度をちゃんとつくってもらえればこちらの権利者は向こうにも登録をして守れるということなんですけれども、国によってはなかなかそこはうまくその制度に乗ってきていないというのが実情です。今、個別に官民合同フォーラムという

ことで、向こうへ行って、向こうの役所なりあるいは関係者にいろいろ説得し、中身づくりをしようとしているわけですが、なかなか個別に動いては、入ってこないだろうという見通しがあります。ちょっと悲観的な見通しですが、そういう可能性もありますので、この際、このフォーラムで東アジア全部巻き込んだフォーラムを日本が主導してやろうということで構想したわけです。この萌芽というものは昨年UPOVの関係者を集めて、日本で国際フォーラムをやったんですけれども、この秋にも同様のものをまたやろうとしています。そういうものをきっかけに、さらにこういう仕組みづくりに向けての意見交換なり、それをするフォーラムに発展させていきたいというふうに思っています。さらに言えば、日本が主導でやるぞと言えば、恐らく中国は、これは危ないと。逆にうちもしっかりやらないといやな日本に主導権を取られるということで、乗ってきてくれないかなという、ちょっと甘い期待もあります。

林座長 土肥委員。

土肥委員 私もいろいろ伺っておりまして、別の委員会等では対中国との関係では留意して審査協力体制を構築する必要があることを再三再四申し上げております。知財で保護するという事は要するに情報をオープンにすることなので、オープンにした以上これはもうどうしようもないわけです。特に、こういう農業分野の技術というのはなかなか囲い込みができないですよね。つまり工場だったら壁を立てて屋根をつくって、中が見えないようにして、しかも中をさらにクリーニングルームにして人が入ってこれないようにするような、そういう技術のコントロールができるんですけれども、農業はまずできない。したがって、先ほどからある東アジアのそういうフォーラム等を考える場合には、戦略性をもって、つまり対韓と対中は格別に考えるという意識でやっていただきたいということを別のときにもよく言うんですけどもね。それが1つ。

それから、そもそもは、共有・普及ですか、農業知財の普及・共有という分野と、それから農業知財の独占というその分野をよく考える必要がある。つまり農業分野において農業技術を共有化するという事もイノベーションなんですね。つまり、日本の農業技術がいろんなところがでこぼこがあるところをある程度同じところまで、イノベーション、同じ技術にする、同一の発展段階までするということが必要です。それはオープンでやるわけで、それによって農業技術者に余裕ができる。つまり、皆同じような技術を持ってきたところから初めて、それで何か固有なもの、独特なものをつくり出そうと。当然そうするわけでしょう。つまり、初めからでこぼこがあるところの一番下の方から少し変わったも

のをつくっても、それはもしかしたら先へ行ったようなところのものと同じものかもしれない。つまり開発コストがそれだけ経費がむだになるんですね。別にそれによって何ら得たものがないわけですから。したがって、農業技術のようなものは恐らく共有・普及という分野と、それと別に独占の分野というものはっきり分けて戦略性を持つ。何が必要なのか。つまり、ここでは3年を目途にいろいろ考えられていまして、創造・活用とか、そういう3年を目途というのは非常に短いスパンですので、何が売れて何が今必要となっているかという、逆から考えると。つまり、できたものから、これが何に使えるかではなくて、今何がマーケットで求められていて、何を足らないとされているかというところを絞り込んで、財源を集中的に投入して、つまり結果から、結果を先に予測しておいて、創造・活用をしていただきたいということですね。

それとあと、地域ブランド等が出たんですけれども、やはり知財の世界というのは質と安全は関係がないんですね。質と安心というのは、結果としてついてくるかもしれませんが、農業の分野はやはり質と安全・安心というのが非常に重要なんだろうと思うんですよ。質と安心・安全というものは、地域ブランド、つまり経産省がやっているあの地域ブランドは無縁なものですから、全くそこには関係がない。あくまでも一定地域の周知性に基づく出所を表示するものとしてブランドがあるわけですので、それがどういう質を持っているのか、どういう安心が込められているのかというのは、ここは農水省に固有の分野ですので、経産省に関係のない固有の分野ですので、ここの質と安心・安全の部分についてはやっていただきたいと。これがニーズというか、消費者、需要者も求めているところですので、そこをやっていただきたいというお願いですね。

それから、最後に、やっぱり人材の育成ですね。この人材の育成が非常に需要であるということです。これはあるところと言ったんですけれども、特許庁で特許技術というものを保護していて、今特許庁も日本企業百選とかやるわけなんですけれども、中小企業が、要するにまちの個人発明家がそこそこの企業に伸びてくる理由は、いろんな理由があるんだと思うんですけれども、言ってみれば海のものとも山のものともわからないような技術の特許庁の窓口を持っていくわけですよ。たまたま。そうすると、たまたま審査官が非常に懇切丁寧に、これはこういうふうになるんじゃないか、ああいうふうになるんじゃないかというアドバイスをくれて、それが特許になるわけですね。その特許になったことをきっかけに一つのしっかりした足元のちゃんとした企業になった。つまり、よく創業者の社長が回顧録で話しているんですけれども、どういうわけか、審査官が非常に懇切丁寧にやって

くれたと。それで特許になったと。それが今の会社のもとになる。というのは、裏を返すと、要するに人が非常に、たまたまでしょうけれども、特許庁の審査官の場合よかったですよね。全部がそうとは思いませんが。少なくとも、木で鼻をくくったようなそういう対応をしない。そこで、この農業関係の指導員、普及員、そして農業従事者等、そういう方がいろんな立派な、化けるようなアイデアを持っているんじゃないかなという気がするんですよ。それをやはりさっき申し上げた、そういう親身になったアドバイスの中のものになるような、その中で先ほど出てきたマネージメントもわかる、技術もわかる、農業もわかる。ちょっとぜいたくなんですけれども、そういう人材の育成を早急にやっていただきたい。ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

林座長 最後のこの人材のところで、1,000人規模を育成するという目標があるんですが、そういう今土肥委員がおっしゃったような方、万能選手のような方なんですけど、それはどこから出てくるんですかね。つまりだれをそういうふうに教育したらそういうふうになるんでしょう。

土肥委員 こういうところで言っているのかどうか分かりませんが、やっぱりそれは1つは、知財がわかっていないといけませんので、手っ取り早くつなぎとしては弁理士という人間がいるんですけれども、これ年間、毎年6百人くらいの方が弁理士になってきていて、結構過剰に供給されているところもあるんですね。そういう人材は余っていますので、そういう人材のうち、こういう種苗法等の世界に詳しい、つまり私の学生の中にもいるんですが、弁理士で実家が農業なので、非常に種苗法が心配であるというふうな学生もいるんですけれども、そういう弁理士等あたりを一つのグループにする。そして農業、それからそういう人に対して当然マネージメントが成立しないと、これはビジネスになりませんので、やはりそういう人達の知識もあわせて、グループとして持たせるしかないですね。だから、コアになるのは、そういう弁理士なんかの人材とそれから普及員との交流の中でつくっていただくということになるかと思うんですけれどもね。

林座長 ありがとうございます。

大木委員。

大木委員 今もうそういう人材の育成のところまで進んでしまっているところに逆戻りして大変恐縮なんですけれども、私は日本ブランド対策のところでは気になることがあります。ここに確かに果実はおいしいですし、ほんとに日本のおいしいものをどんどん促進していただきたい。これはぜひやっていただきたいと思っております。ただ、8ページのと

ころに海外の日本食料品に対する取組みというところですが、これは果たして必要だとは私は思っていないんですね。疑問に思っているんです、むしろ。なくてもよいと思っ
ているくらいです。なぜならば、日本からそちらで日本のレストランに広げるとい
うことは、ここに書いてありますように、日本食を離れてからこうこうこうだ
と書いてありますが、食材の多くは現地でしたら、よいものが安く手に入
って、そして現地でよいものがたくさん得られるだろうと思っ
ているんですね。それですから、日本から輸出促進という効果は
余りないだろうと思っ
ているんです。

例えば、日本のおすしをとってみても、今日本にいてすら純粋なおすしじゃなくて、い
ろんなアレンジしたものができていますよね。日本で、じゃ中華料理とかイタリア料理で
も、すべて日本人の好みに合ったようにつくられているわけですよね。そこから考えた
ときに、果たしてそこで海外に実際に調査に行って、そして認証基準というのも非常に難
いだろうと思っ
ております。また、それからレストランの場合でもオーダーも変わるで
しょうし、料理人も変わることも多いと思っ
ます、海外の場合も特に。そうなったときに、
認証内容が、あなたここになりましたよといったときにそれが維持されるかどうか。とい
うことまで考えましたときには、この費用はもったいないと思っ
ます。その調査に行く
費用というのは。だから、それを、ならばもっと促進させるためには、何と思っ
ますか、
ときどきもっとそのお金をイベント用とか試食用、こういうのが日本にあるん
ですよとい
うのを何かのたびに試食用とかという、そういうもののお金の使い方に
していただいた方
がずっと海外への促進という面では有効ではないかなと思っ
ますので、このところはち
よっと考えていただきたい。一般の消費者から見ても、これはね、必要ないとい
うふう
に思っ
ております。

総合食料局 総合食料局でこの海外の日本食優良店に対する取組み、事務方をやっ
てお
ります。確かに、今の
大木委員のようなご意見も伺っ
ております。実は海外も含めて、マ
スコミで相当話題になりましたので、いろいろな
実はご意見もござ
います。賛成、反対ござ
いまして、どうい
うふう
にそれらをさば
いていくか、ここに書いてお
りますとあり、今別
途、有識者会議とい
うことで、どうい
うふう
に持っ
ていくべきかとい
うことを、間も
なく、
年度内に方向を出
して、19年度から
取っ
組んでいく、それ
に当たっ
ましては、ただいま
の
ご意見も含め
て、世界中から
来て、世界中から
というの
は言い過ぎ
ですけど、海外
も含め
て来
てお
ります
いろ
んな
ご意見
を踏ま
えた上
で、進め
てい
きたい
と。ただ、もち
ろん何
か格
付けを
する
とか、
そう
いう
狭い
ニュ
アンス
には
なら
ない
よう
な形
にな
るの
では
ない
かと

と思いますが、いずれにしてももうちょっと有識者会議での結論を待ちたいと思っ
ていて、受け止めさせていたいただきたいとおもいます。

大木委員 よろしくどうぞお願いいたします。

林座長 フランス料理なんかはどうやっているんですか。そういうのは参考にされたり
なんかは。ぼくは、格付けというのはした方がいい、例えばフランス料理なんかでも、向
こうで日本人がフランス料理を勉強して、フランスで本当に一流のシェフとして認められ
る、あるいはソムリエとして認められる、それは最高にすばらしいことですよ。そういう
意味での日本文化を食文化を発信するために、いろんな試みをやっていると思うんですが、
日本食でないと、いや、日本の味でないといけないという、そういう狭い意味でやってい
るわけじゃないでしょう。そこはどうなんですか。

総合食料局 確かにフランスのミシュランが有名なんですけれども、あとはイタリアの
取組みとかタイの取組みとかございますし、また、ほんとに日本の場合、生魚の扱いとい
うのはやっぱり独特なものがございまして、それを知らない人が海外で知らないように扱
われて、食べておなかを壊しちゃったら、日本食は何か危ないということになるとよろし
くない。やっぱり食というのは文化である、いろんなご意見がございまして、それはもちろ
ん参考にしながら、やっていきたいと思っています。

林座長 よろしいでしょうか。

滑川委員。

滑川委員 滑川でございます。

ことし1年間、私どもの、前回もお話ししたんですけれども、全国にありますリビング
新聞で、地元のご飯を発掘しようというような企画をやっておりまして、一番最初に編集
部の方に、各エリアの編集部にちょっと聞いたら、地元でオリジナルの食材、晩ご飯で、
おかずなんていうものはないという話が結構多かったんです。大体、都市部で配っていま
して、大都市圏の働いている女性という感じのイメージでは、ハンバーグとかオムレツと
かそういうのを食べているので、地域の食材なんて使わないし、地域のご飯なんてそんな
に食べないから、このテーマはすごく困るという話だったんですね。で、実際に調べてい
きますと、それぞれの地域で違う菜っ葉を食べて、違うお豆を食べて、特に行事食に関し
ては違うものを、例えばお雑煮なんかはとても違いますけれども、食べているというのが
明らかになってきていて、逆にそういうふうに一覧になったことで、ああ私たちって違う

のね、地域のものって違うのねという意識が編集長という、割に地域の情報を収集している人たちの間でも改めて出てきたという感じでした。

そんなイメージから、こちら側の3番の地域の景観や食文化等地域資源の再発見・活用のところの の、価値ある地域資源を地元の人たちが見直して再発見するという意味で、そこに関して、食文化や食材や食生活そのものというのが入ってくるということがとてもいいのではないかなというふうに思いましたし、郷土料理とか伝統料理、伝統食材というものが逆に意識化されていないのであれば、きちんと意識化していく必要があるのではないかと。地域の財産として意識化していく必要があるのではないかとというふうに考えました。インターネットでの情報公開というのは、そういう意味では非常に重大で、今普通の30代、40代の主婦でも、メインの情報収集、自分から取りに行く情報収集はインターネットに移行していますので、そういった形で情報がとれていける環境をつくるということが非常に大事ではないか。

ただし、相手は、まず観光客というよりは、もちろん財産という意味でそこにお金が発生してくるということになるとちょっと考え方は違うかもしれませんが、まず地元の生活者が生活者目線で自分たちの暮らしの中にある地域の資源というのを再発見し、意識化できるということが大事なのではないかなというふうに思い、この取組み自体、非常に面白いと思うんですけども、私たち生活者にとって自分たちの食というものが地域に結びついて考えられるというのは今大きな課題になっている食育とも非常に近いことではないかと思いました。

以上です。

林座長 ありがとうございました。

前嶋委員。

前嶋委員 農業生産現場の感度から申し上げますと、この知的財産戦略、非常に結構なことだと思うんですが、創造と活用と保護がうまく回るということが重要なんだろうと思っています。今回、植物新品種の育成者権の保護強化という方向が出されていますけれども、一方でコストが上がってしまえば、消費者のためにも生産者のためにもならない、そういうような観点をやっぱり盛り込んだ知的財産戦略なんだろうと、あるべきだろうというふうに考えています。今日本ではカロリーが十分回っていますから、栄養、食料が命をつなぐものであるなんていうのは、本当は言わない方がいいのかもしれませんが、いざとなったときは必ずそこが最大の焦点になるわけですし、安全・安心、低コストでカロリー

ーが手に入る、こういう観点での保護、創造、活用というようなものに持っていくのがいいのではないかと。

特に、農業生産現場では自家増殖について、相当部分が認められており、禁止されているものはごく少数なものでございます。私の個人的感度でいけば、新しい花卉、例えばランみたいな高級品種が、または新しい発色するようなもの、こういうものは付加価値があって当然権利が保護されてニーズにあわせた流通・生産が行われて結構だと思います。保護も厳しくしてですね。ただ、食用で大量な流通で行われていくようなものも、中に新品種としてあるんだとすれば、扱いを一緒くたにしてやるのはどこかで間違いが起きるんじゃないかなという気がしています。

林座長 画一的でないやり方ということで。

前嶋委員 ええ。取扱いが難しくなってしまうと思いますが。

山田委員代理 福岡の井上と申します。きょうは代理で出席させていただきました。

今、お話をお聞かせいただきまして、非常に今回の戦略、地方公共団体でございます県としても非常に期待しております。本県も知的財産戦略を推進しておりますが、その中で、1点要望というような形でお願いしたいと思っております。

本県は「あまおう」というイチゴを栽培しているわけですが、これを昨年3月、中国に対しましていわゆる種苗法に基づく出願を行いまして11月にいわゆる公表になりました。農産物の場合は先ほど各委員から話が出ておりますけれども、我々としては種苗法で守る部分と商標で守る部分と、この2つでやらないと非常に難しいと思っております。1つは、品種登録というのは期限がございますが、商標だとある意味ではずっと更新という形でやれるわけです。そういうことで、中国にも当然品種という形で出願いたしましたし、実は商標につきましては、デザイン商標と表示文字商標、その2つで中国には今現在、申請中です。台湾とか香港では既に取れておるんですけれども、現在申請中でございます。その中で、実は中国は先ほどお話ございましたが、UPOVの78年条約、いわゆる今現在、販売を目的とした種苗の増殖に限って権利が守られるということなので、現実的に万が一許諾を得ずに増殖された場合に、ひょっとしたらそれは処罰の対象にならないのではないかとというようなところが若干懸念されます。そういうことにつきましては、一地方公共団体はなかなか難しゅうございますので、先ほど東アジアにおけるフォーラムというふうなお話ございましたが、その辺はぜひ国におかれまして、その辺のいわゆる同一のレベルになるという意味で、別に中国だけが云々ではないんですけれども、同じレベルで品種が

守れる、知的財産が守れるような取組みをぜひ国の方で積極的にお願ひしたいなということで、よろしくお願ひしたいと思います。

林座長 もう時間が、予定の時間に近づきつつあるんですが、きょうご出席の委員の中で、ほとんどの委員にはご発言いただいているんですが、佐々木委員いかがでしょう。何かありましたら。

佐々木委員 自分は、三重の方で花屋をしております佐々木と申します。肩書きを見ていただいても、何だこれはという肩書きだとは思いますが、本当に三重の片田舎の方で花屋をしておりますけれども、この会議に参加させていただいている理由は、自分はお花のデザインの部門の方でワールドカップというものに出場しております、日本代表として。そして、アジアカップにも出場しております、そしてワールドカップでは5位という結果と、アジアカップでは2位と。そして、去年ですけれども、ベルギーから出版された世界のフラワーアーティストという本で、最優秀賞をいただきまして、世界発売の参考書となる雑誌の表紙を飾らせていただきまして、この会議で言うと創造の部門に当たるのかなと思っております。

生産とか農業とか、農業は関係ありますけれども、生産とかそういうところは余り無縁でありまして、きょうも読ませていただきまして、自分に関係する部分は人材支援の部分のかなとか思っております。人材育成ですね。先ほどもかばんの件とかお話を聞かせていただきまして、新しいものを生んでいくというデザイナーであったりとかいう方たち、例えばきょうずっとお話を聞かせていただきまして農業の、例えばさっき言われたイチゴであったりとか豚であったりとか、牛であったりとか、いろんな話を聞かせていただきますけれども、自分の田舎の方でそれを考えると、一番末端で生産農業をしてみえる方たちというのは本当に個人の農業、農家の方たち、豚を飼っていたりとか、イチゴのハウスを持っていたりとか、余りそういう大きな枠でとらわれずに本当に個人でやっている農家の方たちしか目に入らないんですね。そうしたときに、よく話を聞くんですけれども、自分たちと同じで、人と違うことをやろうとしている個性を持った農家の方たちが多いと思うんですよ。自分のところの豚はこれを食べさせるとか。それは言えないとかね。だからこそ黒豚が、黒豚というか個性が生まれてブランド化されたりとかという、そこから新しい発見があると思うんですね。だから、一くくりにして、余り、何というんですかね、ちょっと表現しにくいんですけれども、こういう会議ではなかなか目に見えない農家の方たちの影の苦労が多々あって、そういう苦労が実ったときに新しいものが発見されて、新し

いブランド化ということにつながると思うんですね。もちろん、きょう見えているサントリーさんの青いバラとか、そういう大きな企業にしかできない発見、発掘というものももちろん多々あると思うんですけれども、田舎ではそういう農家の人たちの影ならぬ努力があって、そういうものが認められることも多々あると思うんですね。そういう人たちをも知的財産とするならば、そういう人たちに対してどういうふうな支援をしていかれるのかなど。例えば、自分たちなんかは、そのとき活けた瞬間の美しさ、それが売れる、高く売れるとか安かったとかではなくて、人の心に残って伝わっていく日本文化であると思うんですけれども、そういうものに対する、そういう人たちに対する支援というもの、知的財産として認められるものであれば、それはどのようにして支援していかれるのかなどということを前回もそうなんですけれども、今回もどうつながっていくのかなどというのがすごく思います。

林座長 ありがとうございます。

まだまだお話をお聞きしたいところではあるんですが、もう時間が来ましたので、これできょうの一応論議をおしまいさせていただきたいと思いますが、先ほどから、全員の委員の皆さんからいただいたご意見、これは非常に的確で具体的なご意見が多かったというふうに私は思いますけれども、今回の戦略案は今後3年間を目指して農林水産省として知的財産政策の総合的な戦略づくりということでやっていらっしゃるわけですが、きょうのご意見を私とそれから事務局の方で文書化するというのを委員の皆様、お任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

林座長 ありがとうございます。

それでは、貴重なご意見ですので、これを何とか生かす形で事務局と一緒に取り組んでまいりたいと思いますが、きょうのご意見をぜひ農林水産省としては生かしていただきたいというのが私からのお願いでございます。

それでは、これで議事を終了いたします。

以後の進行は事務局の方にお返しいたします。

神山参事官 それでは、林先生、大変ありがとうございました。

今、座長からもお話がございましたように、いただいたご意見につきましては、座長とご相談した上で、対応、修正も含めまして、適切に対応させていただきたいと存じます。

なお、今回の議事録でございますが、前回と同様、また私どもの方で取りまとめて、ご

確認をさせていただいた上で、公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞその旨ご了承いただければと存じます。

それでは、最後閉会に当たりまして、生産局吉田審議官よりご挨拶を申し上げます。

吉田審議官 どうも本日は長時間にわたりまして、活発なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。本日皆様にご議論いただきました知的財産戦略（案）、これはこれまで当省が約1年かけて知財戦略本部で検討してきた、それを総括するものでございまして、今後数年間の当省の知財の政策の柱になるものでございます。この戦略案は、今後内容を固めまして、さらに具体的にどう実施していくかという工程表をつくりまして、当省の中の知財戦略本部でそれを決めていきたいと思いますが、やはり戦略をつくることよりも、実際にその戦略に基づいて実行することが何よりも重要でございます。それから、今日ご議論された中でも、あるいは戦略案に盛り込まれた取組みの中でも、継続的にご意見をお伺いしながら、議論しながら進めていかなければいけないものもございますので、またそういうときにも皆様からご意見をお伺いすることもあると思いますが、よろしく願い申し上げます。そのことを申し上げまして、お礼にかえたいと思います。どうか、今後ともよろしく願い申し上げます。

神山参事官 どうもありがとうございました。

午後5時58分 閉会